

日本司法支援センター
平成18年細則第2号
最終改正 平成28年2月10日
平成28年細則第1号

契約事務取扱細則を次のように定める。

平成18年7月12日

日本司法支援センター
理事長 金 平 輝 子

契約事務取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、会計規程（平成18年規程第1号。以下「規程」という。）に基づき、日本司法支援センター（以下「センター」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する必要な事項を定め、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(契約事務)

第2条 規程第13条第1項に別に定める場合とは、以下のとおりとする。

- (1) 業務方法書又は業務方法書第86条に基づく細則により地方事務所長、地方事務所支部長又は地域事務所長が締結することとされている契約
 - (2) 地方事務所長及びコールセンター長が配分された予算の範囲内で締結する予定価格（年額又は総額）が50万円（広報業務に関するものについては、100万円）を超えない契約
 - (3) 地方事務所支部長又は地域事務所長が地方事務所長から配分された予算の範囲内で締結する予定価格（年額又は総額）が50万円を超えない契約
 - (4) 常勤弁護士等（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）第1条が規定する弁護士及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）が、受任事件を処理することに関して締結する予定価格が1万円を超えない郵便切手、収入印紙等の購入契約、交通機関の利用に伴う運送契約その他の契約
- 2 地方事務所長、地方事務所支部長、地域事務所長又は常勤弁護士等は、前項の契約を行うに当たり、地方事務所、地方事務所支部又は地域事務所の職員に契約に関する事務を行わせることができる。
- 3 規程第13条第2項及び前項に規定された契約事務を行う職員を契約担当職員という。

(常勤弁護士等の支払権限)

第2条の2 常勤弁護士等は、前条第1項第4号に規定する契約に基づく費用を支払うことができる。

(一般競争に参加させることができない者)

第3条 センターが行う契約につき、規程第15条第1項に規定する競争（以下「一般競争」という。）に付そうとするときは、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を締結しない者又は契約を履行しない者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格)

第5条 一般競争に加わろうとする者の資格について、物品の製造、販売及び役務の提供等並びに物品の買受けの競争参加に係るものについては、法務省所管契約事務取扱規程(平成12年法務省会訓第1702号大臣訓令)第6条第2項から第4項までの規定による各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査の競争参加に係るものについては、同条第1項の規定による一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれセンターにおける一般競争参加者の資格を有する者とする。

2 前項で規定する以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、競争参加者の資格に関する公示又は法務省における競争参加者の資格に関する公示に記載されている競争参加者の資格及びその審査に準じて審査するものとする。

3 前2項の一般競争参加者の資格に係る等級の格付け(第1項の公示又は第2項の審査により定まる契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付けをいう。)により一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を当該一般競争に加えることができるものとする。

(一般競争入札の公告)

第6条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(一般競争入札について公告する事項)

第7条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 一般競争執行の場所及び日時

(5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(6) その他必要と認められる事項

(入札の無効)

第8条 契約担当職員は、第6条の公告において一般競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金)

第9条 一般競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約希望金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債、地方債、政府保証債その他法務大臣の指定する有価証券

(2) 确实と認められる金融機関等に対する定期預金債権

(3) その他理事長が确实と認める担保

3 入札保証金は落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは契約書の取り交わし後に返還するものとする。

4 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができるものとする。

5 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約書の取り交わしをしないときはセンターに帰属するものとする。

(入札保証金の免除)

第10条 次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間にセンターを被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 第5条第1項又は第2項に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格の作成)

第11条 一般競争入札に付そうとする事項の価格は当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定しなければならない。

2 前項に規定する予定価格を記載した書面は封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第12条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続する契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第13条 公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。

この場合において、入札者が立会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければな

らない。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

(落札の方法)

第15条 競争に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(複数の入札者の落札決定)

第16条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約)

第17条 予定価格が250万円以上の支払の原因となる契約について、次の各号のいずれかに該当する場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

(1) 相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

(2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合

(総合評価落札)

第18条 その性質又は目的から第15条の規定により難い契約については、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価し、センターにとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とすることができる。ただし、前条に該当する場合には、次に有利な申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(指名競争参加者の資格)

第19条 規程第17条の指名競争に参加する者の資格については、第5条の規定を準用する。

(指名基準)

第20条 競争に参加する者を指名する基準を次の各号により定めて行うものとする。

(1) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行が確実になされると認められる者であること。

(2) 指名競争に付する契約の性質又は目的により、当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。

(3) 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施工又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。

(4) 指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により、当該工事等に原材料、労務等を容易に調達して施工しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付すること

が契約上有利と認める場合において、当該調達をして施工することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。

(5) 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

(競争参加者の指名)

第21条 指名競争に付そうとするときは、第20条の基準により、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

2 指名競争に付そうとするときは、第7条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその指名する者に書面をもって通知しなければならない。

3 指名競争に付そうとするときは、第8条の規定に準じて、その指名する者に書面をもって通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第22条 第3条、第4条及び第9条から第18条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

(随意契約によることができる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合

(2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れる場合

(3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れる場合

(4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払う場合

(5) 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付ける場合

(6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをする場合

2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 外国で契約をする場合

(2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合

(3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合

(4) 落札者が契約を結ばない場合

3 前項第3号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

4 第2項第4号に規定する随意契約においては、その落札金額の範囲内であること及び履行期限を除くほか、競争に付するとき定めた条件を変更することができない。

5 随意契約によろうとする場合は、あらかじめ第11条第1項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴収)

第24条 随意契約によろうとする場合は、予定価格が特に少額の場合を除き、見積書を徴さなければならない。

2 前項の場合においては、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの

(契約書の記載事項)

第26条 規程第19条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

(談合その他の不正行為に係る違約金条項)

第26条の2 前条に定めるもののほか、談合等の不正行為の抑止及び当該不正行為によりセンターが被った損害の早期かつ確実な回復を図るため、契約書に別紙の違約金に関する事項を記載するものとする。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第27条 規程第19条ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第5条又は第19条の規定における資格を有する者による契約で、契約金額が250万円未満の契約を締結する場合
- (2) 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して当該物品等を引き取る場合
- (3) せり売りに付する場合
- (4) 第1号に規定するもの以外の随意契約について、理事長が契約書を作成する必要がないと認めた場合

2 前項の規定において、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

3 前項の規定により徴する請書は、第1号様式により作成させるものとする。

(契約保証金)

第28条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が保険会社との間にセンターを被保険者とする保証契約を締結したときその他その必要がないと認められる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の契約保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債、地方債、政府保証債その他法務大臣の指定する有価証券
- (2) 确实と認められる金融機関等に対する定期預金債権
- (3) その他理事長が确实と認める担保

3 契約保証金は、契約履行後にこれを納付した者に返還するものとする。

4 契約保証金は、これを納付した者が契約上の義務を履行しない場合において、センターに帰属するものとする。

(監督の方法)

第29条 規程第20条第1項に規定する監督の方法は、理事長に監督を命ぜられた者（以下「監督職員」という。）が、自ら立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。ただし、やむを得ない理由により監督を行うことが困難又は適当でない場合においては、監督職員は他の職員に監督を行わせることができる。

(検査の方法)

第30条 規程第20条第2項に規定する検査の方法は、理事長に検査を命ぜられた者（以下「検査職員」という。）が、自ら契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない理由により検査を行うことが困難又は適当でない場合においては、検査職員は他の職員に検査を行わせることができる。

(検査調書の作成)

第31条 検査職員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。ただし、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって、当該契約金額が250万円未満の契約に係るものについては検査調書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により作成する検査調書は、第2号様式によるものとする。

3 第1項の規定により検査調書を作成する場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

4 検査職員は、第1項ただし書の規定により検査調書の作成を省略することができる場合においても、検査調書の作成に代え、第2号様式に準じて、給付の完了の確認を証する適宜の書面を作成するか、又は契約の相手方からの請求書等に検査年月日を記入の上押印して検査完了の事績を明らかにしておくものとする。

(監督及び検査の委託)

第32条 特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由によりセンターの職員によって監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でない認められる場合においては、センターの職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

2 前項において監督又は検査を委託した場合は、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

附 則

この細則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月10日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成18年細則第8号）

この細則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成19年細則第15号）

この細則は、平成19年10月19日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成21年細則第8号）

この細則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成22年細則第21号）

この細則は、平成22年9月16日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成23年細則第3号）

（施行期日等）

この細則は、公布の日から施行し、改正後の組織運営規程の改正に伴う契約事務取扱細則等の一部を改正する細則は、平成22年12月1日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成24年細則第3号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成28年細則第1号）

（施行期日等）

この細則は、平成28年2月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別 添

別紙（第 26 条の 2 関係）

日本司法支援センターが締結する契約における談合その他の不正行為に係る違約金条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第〇条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第〇条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第

1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 3 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による納付命令（同条第 7 項若しくは第 8 項又は第 9 項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、第○条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第 1 項及び第 2 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

[注 1] センターを「甲」、契約の相手方を「乙」とする。

[注 2] 当該契約が単価契約の場合にあつては、上記第○条第 1 項及び第 2 項記載の「契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10」の表記について、「本契約書で定める契約単価に予定数量を乗じて得た額の 100 分の 10」と読み替えるものとする。

[注3] 上記第○条第4項記載の「第○条」には、本件契約書の他条項で規定する「損害賠償」の条を記載すること。なお、「損害賠償」の条項がない場合には、「第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。」と記載すること。

[注4] 上記第○条第5項記載の「年○パーセント」には、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する率を記載すること。

[注5] 本件談合等の不正行為に係る違約金等に関する条項の記載については、その趣旨を逸脱しない範囲内で、契約担当職員の判断により変更して差し支えない。

第1号様式（第27条第3項関係）

1 工事の請負契約

工 事 請 負 請 書

- 1 工 事 名
2 工 事 場 所
3 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
4 請負代金額

上記の工事について、次の各項を承諾の上、お請けいたします。

- (1) 別冊の図面及び仕様書等に基づき頭書の請負代金額をもって頭書の工期内に、頭書の工事を完成すること
- (2) 工事の施工に当たっては、発注者の選定した監督職員の指示に従い工事に関する一切の事項を処理すること。
- (3) 請負代金内訳書は、この請書提出後速やかに提出すること。
- (4) 工事に当たって、監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用すること。
- (5) 工事に当たって、監督職員の立会の上施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工すること。
- (6) 発注者が必要がある場合は、工事内容の変更又は工事の打切りを命じられても異議なく、この場合において、工期及び請負代金額を変更する必要があるときは発注者と協議して定めること。
- (7) 工事が完成したときは、直ちに届けて検査を受け、検査に合格したときは、遅滞なく工事目的物を引き渡すこと。
- (8) 検査の時期は、届出の日から起算して14日以内、請負代金の支払時期は、検査合格後発注者が適法な請求書を受理した日から30日以内とすること。
- (9) 自己の責に帰する事由により工期内に工事を完成しないときは、遅延日数に応じ、請負代金につき年5パーセントの割合で計算した額の損害金を納付すること。
- (10) 次の各号の一に該当したときは、契約を解除されても異議なく、契約を解除されたときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、指定された期間に納付すること。
ア 自己の責に帰する事由により工期内に工事を完成することができないとき又は完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
イ この請書の各項に定めた義務を違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (11) この工事につき紛争が生じた場合は、建設業法による（ ）建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により解決を図ること。
- (12) この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めること。

年 月 日

殿

請 負 者
商号又は名称
代表者氏名

印

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 請負代金内訳書を必要としない場合には、(3)を削除して使用する。

3 (11)の()の部分には、中央の字句又は都道府県の名称を記入する。

2 業務（測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査）の請負契約

請 書

- 1 業 務 名
- 2 履 行 期 限 年 月 日
- 3 請負代金額
- 4 履 行 場 所

上記の業務について、次の各項を承諾の上、お請けいたします。

- (1) 別冊の図面及び仕様書等に基づき頭書の請負代金額をもって頭書の履行期限までに、頭書の業務を完了すること
- (2) 業務の履行に当たっては、発注者の選定した監督職員の指示に従い処理すること。
- (3) 請負代金内訳書は、この請書提出後速やかに提出すること。
- (4) 発注者が必要がある場合は、業務内容の変更又は業務の打切りを命じられても異議なく、この場合において、履行期限及び請負代金額を変更する必要があるときは発注者と協議して定めること。
- (5) 業務が完成したときは、直ちに届けて検査を受け、検査に合格したときは、遅滞なく業務目的物を引き渡すこと。
- (6) 検査の時期は、届出の日から起算して10日以内、請負代金の支払時期は、検査合格後発注者が適法な請求書を受理した日から30日以内とすること。
- (7) 自己の責に帰する事由により履行期限までに業務を完了しないときは、遅延日数に応じ、請負代金につき年5パーセントの割合で計算した額の損害金を納付すること。
- (8) 次の各号の一に該当したときは、契約を解除されても異議なく、契約を解除されたときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、指定された期間に納付すること。
ア 自己の責に帰する事由により履行期限までに業務を完成することができな
き又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
イ この請書の各項に定めた義務を違反し、その違反により契約の目的を達
することができないと認められるとき。
- (9) この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めること。

年 月 日

殿

請 負 者
商号又は名称
代表者氏名

印

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 2 請負代金内訳書を必要としない場合には、(3)を削除して使用する。

3 製造の請負契約、物品の買入れ等契約

請

書

- 1 契約事項
- 2 契約金額
- 3 内訳

品名	仕様又は規格	数量	単価	金額

- 4 履行期限 年 月 日 (別紙仕様書のとおり)
- 5 納入場所
- 6 保証期間
- 7 支払条件

上記のとおりお請けいたします。

年 月 日

殿

請負者等
商号又は名称
代表者氏名

印

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 内訳は、必要に応じて別紙とすることができる。

4 物品の売払契約

請 書

1 買 受 物 品
2 買 受 金 額
3 完 納 期 限 年 月 日

上記のとおりお請けいたします。

年 月 日

殿

買 受 人
住 所 名
氏

印

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2 買受物品については、必要に応じて内訳書添付させるものとする。

検 査 調 書

給付の内容					
契約金額		単価		数量	
契約年月日			履行期限		
履行場所					
契約の相手方 (商号又は名称)					
履行年月日			検査年月日		
検査場所					
検査に立ち会 わせた者の氏名	監督職員				
検査の結果	合 格		不 合 格		
<p>契約書、仕様書及び設計書等に基づいて検査した結果は、上記のとおりである。</p> <p>平成26年9月 日</p> <p style="text-align: center;">検査職員</p> <p style="text-align: center;">役職氏名 印</p>					

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 不合格の場合には、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。
- (1) 不合格箇所
 - (2) 不合格箇所の補修等に要する期間（代替品を給付させるときは、その期間）
 - (3) 複雑困難なもので、減価受入れを適当と認めるときは、その減価計算
 - (4) その他参考となる事項